市河文書」註釈稿()

牛

Щ

佳

幸

はしがき

通にのぼり、一括して国の重要文化財の指定を受けている。井郡野沢温泉村にかけての地に比定される)に本拠を置いた武士、市河氏に伝来した平安末期から戦国期に至る中野・市河両氏に関わる文書である。市河氏は武田氏滅亡後に上杉景勝に属したため、のちその国替えに従って信濃を去り、出羽米沢に移った。しかし、明治維新後は「市河文書」の大部分は子孫の手を離れ、山形県酒田市の本間美術館の所蔵に帰して現在に至っている。その数は約一五〇の本間美術館の所蔵に帰して現在に至っている。その数は約一五〇の本間美術館の所蔵に帰して現在に至っている。その数は約一五〇の本間美術館の所蔵に帰して現在に至っている。

中先代の乱の戦況が伝わってくる文書等々……、およそ中世の政治文書の内容は単に地方武士の動向を示すものにとどまらず、中世に文書の内容は単に地方武士の動向を示すものにとどまらず、中世にはない。木曽義仲や阿野全成といった他に類例のない発給者の下文、はない。木曽義仲や阿野全成といった他に類例のない発給者の下文、はない。木曽義仲や阿野全成といった他に類例のない発給者の下文、はない。木曽義仲や阿野全成といった他に類例のない発給者の下文、はない。木曽義仲や阿野全成といった他に類例のない発給者の下文、はない。木曽義仲や阿野全成といった他に類例のない辞論は、の世に、およる中世の政治が、中野氏および市河氏は終始、辺境の一小領主の地位に甘んじたが、中野氏および市河氏は終始、辺境の一小領主の地位に甘んじたが、中野氏および市河氏は終始、辺境の一小領主の地位に甘んじたが、

しつつ、釈文および語釈を施すことを意図したものである。しつつ、釈文および語釈を施すことを意図したものであることがある。にもかかわらず、従来必らずしも十分に利用されてきたとである。にもかかわらず、従来必らずしも十分に利用されてきたとである。にもかかわらず、従来必らずしも十分に利用されてきたとである。にもかかわらず、従来必らずしも十分に利用されてきたとである。にもかかわらず、従来必らずしも十分に利用されてきたとである。にもかかわらず、従来必らずしも十分に利用されてきたとである。とな済史・社会史等の研究を行なう者にとって、まことに興味尽史・経済史・社会史等の研究を行なう者にとって、まことに興味尽

謝の意を表するものである。 謝の意を表するものである。 「無信濃史料・電腦に表現の一個好意に厚く感味する郡誌・市町村誌等に翻刻されてはいるが、本稿を草するにあまる本間美術館の佐藤三郎館長の許可を得た。 両氏の御好意に厚く感いすることとした。この写真の利用に関しては、元同所所員で現早稲田大学教授の瀬野精一郎氏のお手を煩わすと共に、原本所蔵者である本間美術館の佐藤三郎館長の許可を得た。 両氏の御好意に厚く感体する郡誌・市町村誌等に翻刻されてはいるが、本稿を草するにある本間美術館の佐藤三郎館長の許可を得た。 両氏の御好意に厚く感体する事情がある。

けている講読の成果の一部であることを付記しておく。 なお、この作業は信州大学教育学部の日本史学演習で、数年間続

「これハへいけの御下文 もんそ四まい (1) 某下文

定,造西條下司職,事 中野郷公文定使所

右以、人、可、令、執,行彼郷務,状、 所、仰如、件、 敢不」可,這失、

以

(花押)

嘉應二年二月七日

△釈文〉

下す 中野郷公文定使の所

定め遣す西条下司職の事

右の人を以って、彼の郷務を執行せしむべきの状、 敢えて違失すべからざれ、以って下す 仰する所件の如

嘉応二年二月七日

(花押)

(語註)

中野郷 状地の末端に発達した郷。現在の長野県中野市内。『和名類聚鈔』 穂科・小内・稲向・日野・神戸の五郷が記載される)、いわゆる に所見されない(ちなみに同書流布本には、 中世的郷」 信濃国高井郡のうち、千曲川の支流、 の一つである。『吾妻鏡』元暦元年(一一八四)二 夜間瀬 高井郡内の郷として (夜交) 川扇

> 発展してきたのが当郷であったと考えられている。 ての実態を失い、かわってその中から開発が進められ、郷として 寮領信濃二十八牧のうちに見えないので、平安後期までに牧とし 日条所引の関東御知行国々内乃貢未済荘々注文に所載される左馬 堵を願い出ている記事があるが、中野牧は同書文治二年三月十二 月廿一日条に、尾藤太知宣が先祖藤原秀郷から代々伝領していた 「信濃国中野御牧」を紀伊国田中・池田両荘と共に、 源頼朝に安

西条 郡常岩牧 野市松代) • 筑摩郡塩尻郷 はかつての水内郡若槻荘 は長野県内(とくに北信)には数多く知られ、例えば東条・西条 にあったらしいことが、この文書からも推察される。「条」地名 行政単位であるが、その起源は開発が盛んに行なわれた平安後期 として残存していない。「条」は荘園・公領の所領単位もしくは も当然あったはずであるが、市河文書の中には所見されず、地名 (現坂城町)の故地に南条・中条などの地名が現存している。 「西条」の地名は中野市の南部に大字として現存。「東条」 (現飯山市常郷) (現長野市若槻)• 埴科郡英田荘 (現長 (現塩尻市)などの故地に、また水内 の故地に南条・北条、 埴科郡坂城郷

公文(くもん。律令制下では公文書の総称。次第に「公文書」を扱 う者への意に転化し、さらに荘園・公領の現地役職名の一つとし

定使 園・公領内の下級役人の一つで、主として在京領主と現地との間 て定着。ここでは後者の意。 訓み方は『易林節用集』などによれば「じょうづかい」。

荘

下司 の伝達・連絡や年貢の徴収などを任務としたらしい。 げし。荘園の現地で荘務を統轄する荘官。開発領主や地主が

=.

いだろう。

「問郷が事実上、中央権力者の私領と化していたことと無縁ではな同、と呼ばれるはずであるが、ここで「下司」となっているのははこの階層に属する。なお、中野郷は一応公領であるから「郷しており、鎌倉幕府成立後に地頭・御家人となったものの大部分しており、鎌倉幕府成立後に地頭・御家人となったものの大部分がふつうだが、中野郷の場合のように中央から派遣されることもがふつうだが、中野郷の場合のように中央から派遣されることも所領を中央権門に寄進することによって、領主から任じられるの

は、「さぶらふ」(候ふ・侍ふ)の連用形「さぶらひ」が語源で当時、「さぶらふ」(候係が、母の高性として、犯罪の嫌疑をかけられた時に拷問を免がれるなどの「有官位者」と同待遇を与えられていた点や、所領を知行する資格を有し名字を名乗ることができた点などがあったとされる。る資格を有し名字を名乗ることができた点などがあったとされる。田中稔「侍・凡下考」(『史林』五九ノ四)参照。

しての職務に励みなさい」といったほどの意。 違失 失敗、過失。「不」可,違失,」はここでは「ぬかりなく下司と助弘 藤原助弘。この人物の出自については三号文書の語註を参照。

/補註/

ったから、端裏書に「これハへいけの御下文」とするのももっと二年(一一七〇)当時は高倉天皇の治政下で、平氏の全盛期であ花押の主。本文書の花押の主、もしくは差出人の実名は不明。嘉応

忠雅、信濃守は藤原隆雅である(飯田悠紀子「知行国主・国司一司ないしは知行国主とすべきか。当時の信濃国の知行国主は藤原いない。中野郷が公領である点を考慮すれば、やはり任命者は国もだが、今のところ、平家一門の中にこの花押の主は確認されて

△翻刻>

覧」『中世史ハンドブック』)

『平安遺文』三五三一号『信濃史料叢書』第三巻三頁、『信濃史料』第三巻三三~四頁、『編信濃史料叢書』第三巻三頁、『

「これへきそとのゝ御下文 (花押)」 (端裏書) (中野能成カ)

r 資弘所知等

可"早如'舊令"安堵'事

源(花押)
(一三〇)
(十三日
(二三〇)
(十三日)
(二三〇)
(二三〇)
(二三〇)
(二三〇)

「きそとの^御下文 」 (付箋) あんとの御はん」 源(花押)

△釈文〉

下す 資弘の所知等

(1 | 八〇) 右、件の所、元の如く沙汰致すべきの状、 早く旧の如く安堵せしむべきの事

件の如し

治承四年十一月十三日

源

(花押)

所知 読んでいるが従いがたい。

(市河文書 山形県本間美術館所蔵)

たけういしておいたしいなり

下海路市

子かれ今十二十

源 野能成 ため、 書は他に一通も現存しない 仲の花押を有する確実な文 を示しているので、 上野に攻め入るほどの勢い 挙兵したあと、十一月には はん」と見えるが、木曽義 る端裏書に「きそとのゝ御 (花押) (一一八〇) 九月に信濃で かし、 確認するすべがない。 (後出) の花押のあ 義仲は治承四年 写真A多照。 中野郷 中

> としても(もっとも、 西条の領主助弘が義仲に所領安堵を願い出るようなことがあっ 矛盾はしない。 なお、 助弘が義仲軍に従軍したかどうかは不明だ 補註参照

資弘

助弘に同じ。

⟨語註⟩

安堵 あんど。従来から有する所有権・知行権・領有権などを確認 あるいは承認すること。鎌倉時代には幕府の御家人に与える御恩 『信濃史料』や『編信濃史料叢書』では「所知等」を「所輩」と 本文書により、木曽義仲にその先駆形態のあったことがわかる。 として行なわれ、 実際には所領内の住人を指称しているとみられる。 「所知」で「所領」と同義だが、宛所として用いられる例は 封建的主従関係を形成する主要な契機となった。 なお、

木曽義仲の発給文書 例からうかがうことができる。 下文などを多数発給していたらしいことは、例えば次のような事 北陸道諸国に進出する過程で、 木曽義仲が信濃一円を支配下に置き、 在地領主層の求めに応じて安堵 さらに

号)に「木曾殿御下文 治承五年四月十五日」とある。 二七一)五月日笠原信親所帯證文目録(『鎌倉遺文』一〇八三六 ⑦蓬左文庫所蔵金沢文庫本斉民要術巻十裏文書の文永八年

郷をめぐる雑掌幸円と地頭藤原定朝らとの相論を裁許したものだ 同六年二月下文,者、以"定直,可_為"弘瀬村下司職, 云」と見え が、この中に「如..定朝等所進留守所治承五年八月・木曾左馬頭 知状(『鎌倉遺文』八七七五号)は、 ①尊経閣文庫所蔵文書の弘長二年 (一二六二) 三月一日関東下 円宗寺領越中国石黒荘弘瀬

下寺家幷義仲下文。 その中に「停"止季広狼藉、可、糺"返上件物等,之由、雖、被、成 に地頭職を停廃し、その身を追却すべきことを命じたものだが、 (『平安遺文』四一六六号) なお、 ⑤高山寺文書の元暦元年(一一八四) 近年、 石川県立図書館架蔵の『雑録追加』(加賀前田家 季広一切不」承山引之」……」と見える。 は 蓮華王院領但馬国温泉荘荘官ら 四月日後白河院庁下文案



(『雑録追加』 巻七 石川県立図書館所蔵)

仲と能登武士一治承五年十一月

二十四日義仲下文の検討し」『加

って紹介された(「木曽義

出され、

東四柳史明氏によ

に木曽義仲下文の写しが見

編

尊経閣文庫旧蔵

巻七

に仕えた軍学者有沢永貞

氏著

『半島国の中世史』

第 同 能

言及がある)。この文書

は

章にこの文書についての

地域史』一〇号。

また、

いるという、 復元すれば次のようなものである。 やや特異な筆写の形態になっているが 花押影が冊子の折り目の部 に別紙で貼り付けられ (写真(B)参

藤原章通

照)、

可。早令。知಼行所々地頭職 得田保 大町保 甘田保 事

神代社 己上四ヶ所

右人、可,為,件職,之状、 故下 所,仰 如 件、 住 人宜,,承知,勿,違

治承五年十一月廿四日

源 (花押影

藤原章通は能登国羽咋郡得田保の開発領主で、

得田氏の祖とさ

われる。 える。 例があるのみである)。そもそも、 照 べきではなかろうか。 は鎌倉時代以降、 括して補任するというのも極めて特異な形式だろう。 男氏所蔵文書建久三年九月十二日源頼朝下文のような、 時期にはほとんど例がない(管見では、 は荘郷名もしくはその住人とされるのが通例 に整っているが、 敗退させているから、 勝利をおさめたあと、 検非違使友実の事例)などの点から、この文書は内容的には信頼 書寿永二年九月廿七日後白河院庁下文案所見の越前国河和田荘の こと、義仲が家人組織化の過程で与党の武士を地頭職に補任して とくに問題がないこと、 らしいことは、 義仲から所領安堵を受けた事実があったとしても、この文書自体 の制圧下に入っていたと推定され、時期的にも問題がないかにみ に足るものと判断されている。 いたとみられる事例が他にあること(前掲回の史料や、 れる人物である。この文書について東四柳氏は、書札様の上から で、 しかし、 当事者に直接下される形式をとったものは、 書札様の点ではどうか。 その辺の事情を推察する手がかりになるように思 何らかの意図のもとに作成されたものと考える 地頭職のような所職を補任する場合には、 北陸道に進出し、 中世の得田氏の所領が得田保のみであった 十一月の時点では北陸道全域がほぼ義仲軍 花押影が市河文書のものに酷似している 義仲は同年七月の横田河原合戦 四ヶ所もの荘郷の地頭職を 書き止め文言などは確か 九月には平通盛を越前 小山朝政に宛てた久米春 (五号文書の註を参 この前後の 得田章通が 特異な事 仁和寺文 で で

しかし、 いずれにしても影写された花押が市河文書の本号文書

ではなかろうか。 まさしく木曽義仲のそれであったことを示唆するものと言えるの興味深い。そのことは同時に、市河文書中の本号文書の花押が、給文書が他にも実見できる状況にあったことをうかがわせる点で、給文書が他にも実見できる状況にあったことをうかがわせる点で、のそれと酷似している(ただし、縦の線が一本多いという致命的のそれと酷似している(ただし、縦の線が一本多いという致命的

定め遣わす下司職の事

藤原助弘

らざれ、故に下す。 件の如し、かつがつ限りある鎌倉殿の御下文に、敢えて違失すべか右の人を以って、下司の職として、郷内雑事を執行せしむべきの状

寿永二年十二月七日

化押)

/ 戳亥 \

『平安遺文』三九三七号『信濃史料叢書』第三巻三頁、『信濃史料』第三巻六五~六頁、『編信濃史料叢書』第三巻三頁、『

「これへあくせんし殿の御下文 (花押)」(端裏書) (中野能成)

· 中野郷内西条

定,遣下司職,事

右人以、為;|下司之職、可ゝ令ゝ執;|行郷内雑事;之状如ゝ件、(マトン) 藤原助弘

且有、限

鎌倉殿之御下文、敢不」可"違失、故下

(阿野全成力) 二年十二月七日

(花押)

<釈文>

下す 中野郷内西条

△語註>

藤原助弘 ここで初めて、助弘(資弘)が藤原姓であったことがわかる。助弘の名は『尊卑分脈』等の現存する藤原氏関係系図にはがあることから、郷道哲章氏はこの系譜につながる人物であろうと、同じく秀郷流藤原氏に平安末期頃、資清―資通―通広の流れがあることから、郷道哲章氏はこの系譜につながる人物であろうと推定されている(『中野郷と中野一族―『市河文書』の研究三―」『信と推定されている(『中野郷と中野一族―『市河文書』の研究三―」『信と推定されている(『中野郷と中野一族―『市河文書』の研究三―」『信と地方の記述、名乗りの点などから親子関係とはみなしがたい成とこの助弘は、名乗りの点などから親子関係とはみなしがたいた。

「以下」とはとくに区別して用いられてはいないようである。移」とあり、この「故」もその系譜を引く用例らしいが、移」とあり、この「故」もその系譜を引く用例らしいが、下 ことさらにくだす。公式様文様文書の移の書き止めに「故い」「もったいない」「大切な」などの意で用いられることが多い。

かぎりある。「一定の」という原義から転じて、「おそれおお

ではないかと思われる。の意を受けて出されたことがわかり、あるいは副状にあたるものの意を受けて出されたことがわかり、あるいは副状にあたるもの(倉殿)源頼朝のこと。この文言があることにより、本文書が頼朝

あくせんし 成の花押を有する端裏書に 期に鎌倉政権に連なる人物で「悪禅師」に比定できるのは、 は種々の用例があるが、ここでは貴種出身の僧侶の意か。この時 類と同じように、 は本文書を一応、 文書中の二通のみなので、花押については確証がないが、中野能 全成しかない。全成の文書と伝えられるものは本号と次号の市河 の筆者も指摘するように頼朝の弟で、 ては補註で言及。 悪禅師。「悪」は悪源太義平、 全成を差出人とする文書としておく。全成につ 剛気で荒々しい気性の持ち主の意。 「あくせんし殿」とある以上、ここで 醍醐禅師と通称された阿野 悪七兵衛 (平景清) 「禅師」 K の

△補註>

阿野全成の生涯 醐寺に入寺させられて出家した。 北後の頼朝を訪れて感激させたと 年十月下総国鷺沼 頼朝の挙兵を知って箱根に至ったが、渋谷重国らに保護され、 の六男で、 は正しくは長尾山威光寺といい、 尾寺に住持し、 なき場合は 母は義経らと同じ常盤。 『吾妻鏡』が典拠)。この後、 全成 たびたび戦勝のための祈禱を行っている。長尾寺 (現千葉県習志野市) (一一五三~一二〇三) は幼名今若。源義朝 治承四年 (一一八〇) 川崎市多摩区長尾にある天台宗 『吾妻鏡』にある(以下、 平治の乱で義朝が敗死後、 の宿に、 頼朝の計いで武蔵国長 石橋山合戦で敗 八月、 特記 同 兄 醍

> から、 られ、 仁三年(一二〇三)五月、全成は謀叛の噂により武田信光に捕え P られる。 日光菩薩像胎内銘から判明した(三輪修三『多摩川 妙楽寺がその後身であることが、近年同寺本尊薬師如来像の脇侍、 月後の比企氏事件の伏線となった事件とみることもできる。 国で誅せられた。 本来の駿河郡に含まれ、 などによる)。この間、 真偽は不明だが、妻の阿波局が千幡 の地域に比定されている(『角川日本地名大辞典22静岡県』)。 と同義に用いられたらしく、室町期の阿野荘に当たるといわれる。 は時元(『尊卑分脈』では隆元に作る)・頼全・道暁など数子が 郡があった。これは律令制下には存在しなかった郡名で、 常陸国に配流されたあと、 頼家を中心とする反北条氏側の陰謀の可能性もあり、 また、所領としては名字の地である駿河国阿野 つづいて子の頼全も京都で殺害された。 北条時政の女、 現在の静岡県沼津市から富士市にかけて 同年六月八田知家によって下野 (実朝)の乳母であった関係 阿波局を娶り、子として 三ケ 建

られた金窪行親以下の御家人により、 相企」と報じられている。同年二月二十二日、 その時元も承久元年 用いていることも、北条氏との密接さを示す証左だろう。 の伴類は悉く敗北し、 の立場にあったと考えれば納得がいく。 冠者〟と呼ばれていたことも、 全成の一子時元がこの事件のあとも本領を安堵されて、 この時、 鎌倉には (一二一九) 二月に領内に城郭を構えて兵を 時元も翌日自害した。この事件の真相も不 申,賜 全成が妻の父である北条時政寄り 宣旨、可」管:領東國、之由 安野次郎、 名乗りの一字に「時」を 鎌倉から差し向け 同三郎入道など しかし、 呵

び去ったということになる。 たから、源氏の嫡流で主だった者は、この事件によりほとんど滅 前哨戦としての意味をもっていたと評することもできる。いずれ 明の部分が多いが、 にしても、三代将軍実朝がこの年の正月二十七日に暗殺されてい 朝廷側から扇動されたとすれば、 承久の乱の

三頁、『平安遺文』四一二〇号 『信濃史料』第三巻二八九~九〇頁、 『編信濃史料叢書』第三巻

「これへあくせんし殿の御下文 (花押)」(端裏書) (4)阿野全成下文 (中野能成)

信濃國志久見山

定,補地主職,事

右人以、為"地主職、藤原助廣 可、致、沙汰、之状、 所、仰如、件、 敢不」可,這

(花押) (可野全成力) (三一八四) (三二八四) (三二八四)

/釈文/

下す 信濃国志久見山 定め補す地主職の事

藤原助広

如し、敢えて違失すべからざれ、以って下す 右の人を以って、地主職として、 沙汰致すべきの状、

仰する所件の

寿永三年三月六日

\語註∨

志久見山 野沢温泉村と下水内郡栄村に当たる。「山」所領は、信濃国では 称ではなく、この場合の「山」は荘・郷・保・浦などと同格の、 他に具体例を確認できないが、阿波国に多かったことが知られて る対象とした所領であったのである。領域はほぼ現在の下高井郡 所領単位の一つである。すなわち、志久見郷はもともと山を主た いる(補註参照)。 のちには志久見郷と見えるもの。従って、単なる山の名

地主(ここでは荘園公領制下における私的土地所有者のことだが、 寄進し、 ②つづいて、十一世紀中頃から山野を開発し、土地を私有する開 襲化することによって私有権を確立し、地主と称されたもの。こ ①は十~十一世紀に名の年貢請負人であった田堵が、占有権を世 な土地所有権を確保する方策をとった。この例としてよく知られ 発領主は国司などの介入を排除するため、中央権門勢家に私領を 発領主が出現すると、これも地主と呼ばれることが多かった。開 その実態は時代的変遷により、ほぼ二つに分類できるようである。 るのは、 の場合、地主の権利は作手であり、加地子得分を得たに過ぎない。 荘園領主から下司職に補任されることによって、実質的 源 (新田) 義重を上野国新田荘下司職に補任した、正木

△翻刻

うことができる。 「地主職」の項 に至るが、本文書の地主職もこの段階の用例に該当するものと言 である。こうして、地主職は下司職とほぼ同一の権限内容を指す 安遺文』二八七五号)に「依為,,地主,補,,任下司職,」とあるもの 文書の保元二年(一一五七)三月八日左衛門督家政所下文(『平 (棚橋光男氏執筆)に依るところが多い。 なお、 以上は主として『国史大辞典』第七巻、

助広 資弘・助弘に同じ

補註

阿波国の山所領 が、一六号文書などからわかる。 しろ、 として出していたことを示す史料はのちのちまで見当らない。 平安末期に成立した国衙領であった点は共通するが、 要性のあったことが指摘されている。 る山野の用益の活発化、具体的には国衙が林業生産を掌握する必 所領の形成される前提として、商品経済の一定の進展を背景とす 性としては、平安時代末期までは確実に遡りうる所領で、 なのが「山」所領で、史料上に所見されるものだけでも、 世史研究』創刊号)によると、阿波国の中世的所領の中で特徴的 いずれも国衙領であったと考えられる点などがある。また、「山 (麻殖郡)・大粟山(名西郡) 鷹の飼育がそこでの重要な生業の一つであったらしいこと 福家清司「阿波国中世所領研究ノート」(『四国中 など八ヶ所に及んでいる。 志久見山 (郷) 材木を年貢 の場合も、 種野山 本来は その属 む

> 『信濃史料』 『平安遺文』四一四三号 第三巻三五七~八頁、 『編信濃史料叢書』 第三巻四

頁

(5)将軍家關賴政所下文

「こ大しゃうとのゝ御下文」(付箋)

将軍家政所下《信濃國高井郡內中野西条并櫁山住人》(權)

補,任地頭職

藤原助廣

右人補,任彼職,之状、 所,仰如,件、 住人宜,承知、 勿』違失、

別當前因幡守中原朝臣(花押) 令民部少丞藤原(花押) 知家令民部少丞藤原(花押) 知家(大江区) 知家 知家事中原 (花押)

/釈文/

将軍家政所下す 信濃国高井郡内中野西条并樒山住人

補任する地頭職の事

藤原助広

知すべし、違失するなかれ、以って下す、 右の人を彼の職に補任するの状、 仰する所件の如し、住人宜しく承

建久三年十二月十日案主

令民部少丞藤原 (花押) 知家事中原 (花押)

別当前因幡守中原朝臣 (花押)

/語註/

ナレ

樒山

しくみやま。志久見山に同じ。

政所 令制では親王四品以上および諸王・諸臣職事三位以上(公政所 令制では親王四品以上および諸王・諸臣職事三位以上(公政所)と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」と称した。このあと同六年の上洛の際に征夷大将軍を辞退政所」の称に復している。

であろうか。

であろうか。

であろうか。

であろうか。

であろうか。

元年に補任された右近衛大将のことである。と大しゃうが故大将。「大将」とは征夷大将軍の略ではなく、建久別当・令・知家事・案主がずれも政所職員の職名

五号、黒川高明『源頼朝文書の研究や料編』五三号四四〇~一頁、『編信濃史料叢書』第三巻四頁、『鎌倉遺文』六四四十二〇十本史料』第四編之四十二〇七~八頁、『信濃史料』第三巻

0

「とうたうみのかうのとの、御下文」(付箋) (6) 北条時政安堵状

(釈文)

建仁三年九月四日 遠江守(花押)信濃国住人中野五郎、本所を安堵せしむべきの状、件の如:

△語註>

中野五郎 後は頼家の近衆として仕えたことなどが知られる。 禁されたとあり、 前掲論文「中野郷と中野一族」参照)。能成については、 助広の娘婿もしくは養子との説も提起されている(郷道哲章氏の などから助広と親子関係にはなく、秀郷流藤原氏の佐藤氏の出で、 い違うため、 九月四日条によると、能成は比企能員の与党との理由で時政に拘 『吾妻鏡』にしばしば見え、 (一一八九)の頼朝の奥州追討に従軍したのを初見として、 藤原能成のこと。助広の所領を継承したが、名乗りの点 比企氏事件の真相やそこでの能成の役割をめぐって 同一の日付にもかかわらず本文書の内容とは食 頼朝の二度の上洛にも従い、 同書建仁三年 その死 文治五

他

の残存例からすると、年によってかなり形状に変化のあること

は補註参照。は、偽文書論も含めてこれまで種々議論がある。この点については、偽文書論も含めてこれまで種々議論がある。この点について

本所 ここでは本領の意。

るが、本号以下四通の文書もこれに該当する。 (一二○○)四月。本文書に時政の単署があるのは、建仁三年で完朝を跡継ぎに据え、自らは政所別当として幕府の実権を掌握て実朝を跡継ぎに据え、自らは政所別当として幕府の実権を掌握て実朝を跡継ぎに据え、自らは政所別当として幕府の実権を掌握るが、本号以下四通の文書もこれに該当する。

<補註>

比企氏事件と中野能成の立場 の ことから、 あった(『吾妻鏡』)。 不満を持った能員が回復後の頼家と時政追討の謀議をしたことに 頼家の弟千幡 契機は将軍頼家が危篤に陥った同年八月、 に対する時政の危機感が増大しつつあったという事情がある。 事件のあと、 乳母夫で、)地頭職と日本国総守護職を一幡に、関西三十八ヶ国の地頭 九月二日、幕府の重臣比企能員が北条時政の名越亭で誘殺さ あわせて頼家の子一幡と比企一族が滅ぼされた事件。 外戚としての権勢が北条氏を凌ぐまでになって、 かつ娘の若狭局を頼家の妻として一幡を生んでいる (実朝)に譲与するという案を出したことに対して、 頼家は将軍を廃され、 しかし、 比企氏事件とは、 そこに至る背景には、 伊豆修禅寺に幽閉された。 時政が関東二十八ヶ国 建仁三年 能員が頼家 直接の

書のそれと比較して筆の運びに相違があり、 その周辺」『信濃』三九ノ一一)。郷道氏によれば、 号)による批判的な見解があるが、さらに近年、 連坐らしい)。この能成への処罰が市河文書の本号文書の内容、 中野能成・細野兵衛尉の三人は、能員の子息と共に二日の合戦で 作するだけの意義は必ずしも見出しがたい。 はそれなりの効用や理由があったはずだが、この二通を敢えて偽 書を除外すれば、 第三章第三節、 り偽文書説も唱えられるに至った(『長野県史通史編』 れについては湯本軍一「比企事件と中野五郎能成」(『高井』 パイ説が出された(中央公論社版『日本の歴史7鎌倉幕府』)。 つまり所領安堵とは相容れないというので、石井進氏によってス であったことが『吉見系図』によって知られるので、 能員と行動を共にしたという理由で拘禁されたというのである 日向等国守護職、是又依,能員縁坐,也」と見える。小笠原長経・ 相,伴廷尉子息等,之故也、 比輩恃,,外祖之威、日来、 と矛盾がなくなるというのである。 の建仁三年九月廿三日の関東下知状の二通の花押が、他の時政文 罰記事が「被、召、禁小笠原弥太郎・中野五郎・細野兵衛尉等(最終) (ちなみに、島津忠久については、母親の丹後内侍が能員の義姉 ところで、『吾妻鏡』九月四日条には、 および同氏「市河文書の研究―平安末~鎌倉期の花押と 残りの二通の下知状の内容は『吾妻鏡』の記事 与,能員,成,骨肉之昵、 嶋津左衛門尉忠久、被,収,公大隅薩摩 しかし、偽文書を作成するに この事件の関係者の かつ、 また、 本号文書と次号 郷道哲章氏によ 去二日合戦之際 時政の花押は この二通の文 そのための 第二巻、

とは躊躇される。性が高い)ことから、花押の点のみから安易に偽文書とみなすこ性が高い)ことから、花押の点のみから安易に偽文書もその可能書が何点か認められる(実は後述のように、七号文書もその可能や、市河文書中には花押まで影写したとみられる後世の写しの文

=

たのと同じ気持ちで将軍に忠を尽せ」と言っている。 伴なら収入だけは取得することは許してやろう。 の語註でも述べているように、この内容は かったかと思われるのである。『吾妻鏡』の記事(おそらく、 ちついたようである)を伝える必要があり、それが本文書ではな 局は生活の糧として、旧領からの得分取得だけを認めることに落 いようとする意志(これは次号文書の内容と考え合わせると、 れないが、 の子息らと共に頼家の側近に仕えていた以上、公的には断罪を免 大きさという異例さからもうかがわれる。すなわち、 ではなく)、私的な文書というべきであり、それも緊急を要して 将軍の仰せを取りついだ形にはなっておらず(つまり関東下知状 意義はここにあろう。問題は次の七号文書だが、 れも何らかの文書が典拠と思われる)と同一の日付であることの 出されたメモ的な文面である。そのことは、 注意したい。まず本号文書だが、これは以下の二通とは異なって う立場に立てば、 「志久見郷地頭職を安堵した」ものと考えている。 それよりも、 本来の地頭の権限を安堵することはできないが、 時政としては北条氏側に内々加担してくれた恩義に報 四通の時政発給文書は能成が時政に内通したとい いずれもすっきり解釈できる内容であることに 「能員の非法に加った 料紙が通常の半分の 郷道氏はこれを 従って安堵され しかし、 これは将軍 能成は能員 地頭 職に あと ح 結

唆する逸話であり、 納得して諫言したが、 段階から比企氏打倒の計画を練っていたことを示すものである。 という風聞も載せられている。このことは、 朝廷に報告したとあり、 はなかろうか。『吾妻鏡』に能成のことが貞応元年(一二二二) 中野郷西条地頭職の全面的還付を意味するものではない。 中野郷内の屋敷や名田・内作の一部を返還したものだが、 十一日関東下知状だが、これと七号文書とは性格が異なり、 と会って諫言するように申し入れたところ、能成もその通りだと れは頼家が蹴鞠にふけって政務を怠るので、 月廿二日、 一方、肝心の中野氏と北条氏の関係だが、『吾妻鏡』建仁元年九 七日条によると、すでに九月一日に幕府が重病の頼家が没したと 十二月まで所見がないのも、そのことを反映しているようである。 おそらく、 に矛盾するものではないと言えよう。ちなみに、八、 久見郷の地頭職を還補されるのは、十一号文書の貞応三年十 連坐を免れないことが明記されているのである。 の仰せを受けた関東下知状であり、 なお、 頼家の専恣な行動には、 京都側の史料である『明月記』や 同十月二日条には次のような興味深い記事がある。 この間に配流もしくは蟄居を余儀なくされていたので 北条氏側と気脈を通じていたとしても、 かえって頼家の不興を蒙ったというのであ その時の争いで一幡と比企氏が滅亡した 能成自身も手を焼いていたことを示 当然のことながら、 『猪隈関白記』の九月 北条泰時が密々能成 北条氏がかなり早い 能成が正式に志 九号文書は 公的 相互 一月 には そ

て異とするには当らない状況に置かれていたことは確かであろう。

建仁三年九月廿三日

「とうたうみのかうのとのゝ御下文(付箋)

/翻刻/

『信濃史料』 第三巻五〇〇頁、 『編信濃史料叢書』 第三巻四頁、

鎌倉遺文』一三七八号

(7)関東下知状 (写か)

信濃國春近領志久見郷地頭職事

藤原能成

於「得分」者所」被」免也、 右件人、如、本可、為,,彼職、抑依 鎌倉仰、下知如、件(殿脱) 然者成,安堵思、可,致,官仕忠,之状、 能員非法、 難,安堵,之由依,,聞食、 依

遠江守平

/釈文/

信濃国春近領志久見郷地頭職の事

藤原能成

所なり、 右件の人、本の如く彼の職たるべし、そもそも能員の非法に依り、 安堵しがたきの由きこしめすに依って、得分においては免ぜらるる の仰せに依って、 然れば安堵の思いを成し、 下知件の如し、 官仕の忠を致すべきの状、 鎌倉

建仁三年九月廿三日

遠江守平 (花押)

能員非法 春近領 動したことを指す。 見郷のほか埴科郡の舟山郷などが含まれていたことが確認される。 各郷と新村南郷、 成っていたことが、市河文書の正安二年十一月八日関東下知状に 以外で春近領が確認されるのは、 気もするが、そのほかの点はほぼ首肯される見解であろう。 名であり、平安末期のある時期に禁裏御服料を調達するために、 これまでさまざまな説明が唱えられてきたが、近年稲垣泰彦氏に よって知られる。①には伊那郡の小井弖二吉・赤須・名子・飯島 信濃の春近領は①近府春近②伊那春近③奥春近の三グループから ・上野の四ヶ国で、 に関東御領となっていたとの指摘はなお検討の余地があるような によって成立した大所領 一定の国々から国衙領や在庁名を「便補の郷」として充てること ほぼ氏の説が定説化している。 のち同氏著『日本中世社会史論』所収)によって大きく前進し、 よる研究(「春近領について」『一志茂樹博士喜寿記念論集』所載 ・片切・田島の各郷、②には筑摩郡の塩尻・小池・島立・二子の これについては古くから郷土史家の間でも論争があって、 いわゆる比企氏事件で、 および安曇郡の大妻南方、③には高井郡の志久 東山道に集中していたのが特徴である。 (公領)、というものである。鎌倉時代 それによれば、まず「春近」は仮 能成が表向きは比企氏の側で行 いまのところ越前・近江・美濃 また、 信濃

聞食 「飲む」「食う」「治める」「行なう」などの尊敬語。ここでは鎌倉 きこしめす。「聞こし召す」は通例 「聞く」「聞き入れる」

鎌倉仰 得分 る敬称。 府の将軍(ここでは建仁三年九月七日に就任した源実朝)に対す 文書は少なくとも正文でないことは確かであろう。 とは言え、このような脱落は通常では考えがたいので、やはり本 書を由緒正しい文書とすれば、 れたのと同じ思いで、今後とも忠義を尽せというのが文意だろう。 とだが、ここでは本来の地頭職に見合うだけの収入の意か。 「安堵できないとのお気持ちなので」といったほどの意か。 地頭職に伴なう収入だけは取得することを許すので、 本来の地頭としての権限をそのまま安堵することはできない (将軍) に対して用 原義は財産譲渡などが行なわれた際の「自分の取り分」のこ 本来ならば「鎌倉殿仰」とあるべきところ。形式的な文言 いられている。 比企氏事件に連坐した能成に対し 「難,安堵,之由依,,聞召,」 鎌倉殿とは幕 安堵さ 本文

御礼申し上げる

該当する表現。すなわち、付箋の筆者は「得分」を農民が領主にみくうし御めん「御公事御免。本文の「於"得分,者所」被、免也」に

負担する雑公事(つまり領主の徴収できる雑税)

のことと解して

いるが、あるいはこれが実態に近いものであったかもしれない。

/翻刻/

一五頁、『鎌倉遺文』一三八一号、『信濃史料』第三巻五○一~二頁、『編信濃史料叢書』第三

※付記

益な御教示を賜った同館『加能史料』編さん室の室山孝氏に厚く可を得た。閲覧に際して多大の御尽力をいただいた上に、終始有四日木曽義仲下文写の写真掲載については同館長盛田義弘氏の許石川県立図書館所蔵『雑録追加』巻七所収治承五年十一月二十

朝男氏にも衷心より感謝したい。 「然氏ほか編さん室の皆さん、および原始古代中世部会長井原今採訪につき格別の御配慮をいただいた長野市誌編さん室長の宮下なんに関わる史料採訪の一環として実施したものであるが、このまた、本文書の閲覧、写真撮影は、今年七月、『長野市誌』編また、本文書の閲覧、写真撮影は、今年七月、『長野市誌』編

(一九九二年八月二八日 受理)